

国民健康保険税が決定しました

問 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険税は、ご加入いただいている方全員の前年中の所得および人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。負担する費用について、詳しくは7月中にお送りする納入通知書の内容をご確認ください。

◎令和8年度国民健康保険税率

| | 所得割 (%) | 均等割(円)(※1) | 18歳以上均等割(円)(※4) | 平等割(円) | 課税限度額(円) |
|-------------------|---------|------------|-----------------|--------|-----------|
| 医療給付費分 | 8.22 | 34,000 | - | 25,000 | 670,000 |
| 後期高齢者支援金分 | 2.70 | 12,200 | - | 7,900 | 260,000 |
| 介護納付金分(※2) | 2.32 | 12,200 | - | 7,200 | 170,000 |
| 子ども・子育て支援納付金分(※3) | 0.29 | 1,300 | 100 | 800 | 30,000 |
| 合計 | 13.53 | 59,700 | 100 | 40,900 | 1,130,000 |

(※1) 未就学児の被保険者に係る国民健康保険税の均等割額については、5割の減額がされます。

(※2) 40歳以上65歳未満の方のみ

(※3) 18歳未満の方(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)は子ども・子育て支援納付金分の均等割額が10割減額されます。

(※4) 18歳未満被保険者の減額された「均等割」の分を補うものとして、18歳以上被保険者に賦課し直されるものです

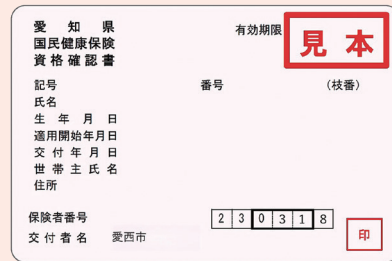
新しい国民健康保険資格確認書などについて

◎マイナンバーカードに保険証の利用登録がされている方
「資格情報のお知らせ(A4サイズ)」を新たに利用登録された方へ7月中に普通郵便でお送りします。



すでに発行済みの方への再送はありません(70歳以上の方を除く)。医療機関等を受診される場合は、マイナンバーカードと一緒に資格情報のお知らせをお持ちください。

◎マイナンバーカードに保険証の利用登録がされていない方
「資格確認書(カードサイズ)」を7月中に簡易書留でお送りします。



限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な場合は、8月以降に窓口にて申請をお願いします。

介護保険料(65歳以上の方)が決定しました

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

介護保険料は本人・世帯の市民税課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算し、毎年7月に介護保険料(年額)を決定します。確定した保険料額と、仮徴収の賦課分を差し引いた金額について、納入通知書を7月中旬にお送りします。詳しくは納入通知書の内容をご確認ください。

(年額)

| |
|---|
| 確定した 令和8年度の保険料額 (令和8年4月から 翌年3月分) |
|---|

(仮徴収)

| | |
|------|--------|
| 特別徴収 | 4・6・8月 |
| 普通徴収 | 第1・2期 |

(以降の納期に振り分け)

| |
|--------------|
| 10・12・2月の3回 |
| 第3・4・5・6期の4回 |